

記入上の注意

1. 申請者は登録免許税の軽減を受けようとする人にしてください。
2. (イ)又は(ロ)のうち該当するものを丸で囲み、さらに(a)から(d)のうち該当するものを○印で囲んでください。
3. 「取得年月日」の欄は、登記申請書に記載する原因の日を記入してください。「取得の原因」の欄は、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲んでください。なお、(イ)の(a)、(c)、(e)に該当する場合は記入しないでください。
4. 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合のみ該当するものにレ(チェック)してください。

必要書類

●は書類を提出していただきます

必要書類 \ 家屋の種別	注文住宅 で 入居済	注文住宅 で 未入居	建売住宅 で 入居済	建売住宅 で 未入居	中古住宅 で 入居済	中古住宅 で 未入居
・新住民票の写し (3か月以内に作成されたものの原本又は 鮮明なコピー)	○		○		○	
・旧住民票の写し (3か月以内に作成されたものの原本又は 鮮明なコピー)		●		●		●
次のうちのどれか ・登記事項証明書 ・照会番号付き登記情報(インターネット) ・登記完了書(書面申請)+照会番号なし登 記情報(インターネット) ・登記完了書(書面申請)+登記要約書 ・登記完了書(電子申請)	○	○	○	○	○	○
・売買契約書又は譲渡証明書 (原本又は鮮明なコピー)			○	○	○	○
・家屋未使用証明書 (新築後1年以上経過したもの、建築主と 売主が異なるもの又は所有権移転登記 をおこなうもののみ必要)			●	●		
・長期優良住宅認定通知書の写し ・長期優良住宅申請書の写し (1面から4面(戸建住宅の場合は3面を 除く))	●	●	●	●		
・低炭素住宅認定通知書写し ・低炭素住宅申請書写し (1面、3面、5面、6面(戸建て住宅の場 合は5面を除く)) ※平成29年4月1日以前の様式については 1面～4面(戸建の場合は3面を除く)	●	●	●	●		
・耐震基準適合証明書 (2年以内に取得されたもの) 又は既存住宅性能評価書(2年以内に評 価されたもの)又は既存住宅売買瑕疵担 保責任保険契約が締結されていることを 証する書類(2年以内に締結されたもの)					● (昭和57年1月1 日以前のもの)	● (昭和57年1月1 日以前のもの)
・増築工事等工事証明書 ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が 締結されていることを証する書類(該当す る工事種類において工事費用が50万円 を超えた場合のみ必要)					●	●
・申請手数料	1件の申請につき1300円					

●未入居の場合

- ・未入居の場合は必要書類を提出して頂きます。
- ・入居予定日は申立日（申請日）から2週間程度の期間に限られます。
- ・入居予定日が2週間を越える場合は止むを得ない事情を疎明する書類が別途必要です。
※入居予定が2週間を超える場合は事前にご相談ください。
- ・申請者の申立書を提出して下さい。
- ・現在家屋の処分方法については以下の書類を提出して下さい。

現在家屋の処分方法に関する必要書類（提出になります）

現在家屋の処分方法	必要（添付）書類
売 却	<u>売買契約（予約契約）書、媒介契約書等</u> （売却を証する書類）【コピー可】
賃 貸	<u>賃貸借契約書、媒介契約書等</u> （賃貸借を証する書類） ※契約期間が切れている場合は更新の書類又は自動更新されることを証する書類 【コピー可】
親族が住む場合	<u>当該親族の申立書等</u> （申請者が住居用として使用しないことを証する書類） 【コピー不可】
借家、借間、社宅、寄宿舍、寮等の場合	<u>賃貸借契約書、社宅証明書、使用許可証又は家主の証明等</u> （申請者の所有する家屋でないことを証する書類） 【コピー可】
処分方法未定の場合	入居が登記後になる、止むを得ない事情を疎明する書類 ※事前にご相談ください